教育長報告

1　「令和７年度　子ども大学さやま・いるま」修了式について
（9/6　東京家政大学）

2　「令和７年度　子ども音楽大学いるま」入学式及び修了式について
（8/30・9/20　武蔵野音楽大学入間キャンパス）

3　令和７年第３回入間市議会定例会について

事　業　等　報　告　（令和７年９月）

① 主要行事予定について（別紙資料１）
② 令和７年第３回入間市議会定例会について
・一般質問答弁概要について（別紙資料２）
・令和７年度一般会計補正予算（第３号）の審議結果について（別紙資料３）
・追加議案の審議結果について（別紙資料４）
③ 宮寺・二本木地区小学校の統合に関する説明会の開催について（別紙資料５）
④ 令和７年度公民館文化祭について（別紙資料６）
⑤ 公民館夏休み子ども居場所づくり事業の実施結果について（別紙資料７）
⑥ アリットフェスタ企画展「戦争と入間の人々」の実施結果について（別紙資料８）
⑦ 図書館（本館・分館）における開館時間の変更及び臨時休館について

《開館時間の変更》

令和７年度入間市防災訓練の実施に伴い、図書館西武分館及び地区センターが訓練会場となるため、図書館分館の開館時間を変更するものです。

・対象　図書館西武分館、図書館金子分館、図書館藤沢分館
・日時　令和７年１１月９日（日）１１時～１７時（開館を２時間繰り下げ）

《臨時休館》

「令和８年入間市二十歳の集い」が、入間市産業文化センターを会場に開催されます。当日、会場周辺は大変な混雑が予想されるため、図書館本館を臨時休館するものです。

・対象　図書館本館
・日時　令和８年１月１２日（月・祝）

令和７年度　主要行事予定表（10月～12月）

10月

月　日	曜日	時　間	事　業　名	会　場	参加対象	教育委員出席依頼	担　当　課
10月1日	水	午前	第75回入間市小学校体育祭	各ブロック会場	教育長、教育委員、関係者	○	学校教育課
10月3日	金	10:00～	埼玉県都市教育長協議会第2回定例協議会	北本市役所	教育長		教育総務課
10月4日	土	14:00～	第46回市民コンサート	武蔵野音楽大学バッハザール	教育長、教育委員、一般	○	社会教育課
10月6日	月	8:50～	学校指導訪問	仏子小学校	教育長、教育委員	○	学校教育課
10月7日～26日		9:00～17:00	「入間市の植物図譜」原画展	博物館	一般		博物館
10月8日～9日	水・木	終日	県外行政視察	佐渡市	教育長、教育委員	○	教育総務課
10月10日	金	14:00～	第5回西部教育事務所管内教育長会議	嵐山町	教育長		教育総務課
10月11日	土	午前	中学校体育祭	各中学校	保護者、関係者	○	教育総務課
10月12日	日	14:00～	第37回入間市管弦楽団定期演奏会	武蔵野音楽大学バッハザール	一般		社会教育課
10月16日	木	10:00～	市戦没者追悼式	産業文化センター	県知事・県議・市議ほか	○	福祉総務課
10月18日	土	午前	小学校運動会	各小学校	保護者、関係者	○	教育総務課
10月21日	火	13:30～	西武中学校開校式	西武中学校	教育長、教育委員、関係者	○	教育総務課
10月23日	木	10:00～	教育委員会定例会（10月）	市庁舎　第4委員会室	教育長、教育委員、関係者	○	教育総務課
10月25・26日	土・日		入間万燈まつり	産業文化センター周辺	教育長、教育委員、一般	○	地域振興課
10月30日	木	8:50～	学校指導訪問	藤沢北小学校	教育長、教育委員	○	学校教育課
10月31日	金	9:00～15:00	黒須文化祭	黒須地区センター	一般		社会教育課
10月中			入間地区教育委員会連合会第2回理事会	書面開催	教育長、教育長職務代理者	（注）	教育総務課

（注）入間地区教育委員会連合会第2回理事会の参加対象は、教育長及び教育長職務代理者の2名となります。

資料1

令和７年度　主要行事予定表（10月～12月）

11月

月　日	曜日	時　間	事　業　名	会　場	参加対象	教育委員出席依頼	担当課
11月1･2･3･15･16日			地区公民館文化祭	各地区センター	一般		社会教育課
11月6日	木	10:00～11:30	子育て講演会	博物館	教育長、教育委員	○	学校教育課
11月6日	木	14:00～	第6回西部教育事務所管内教育長会議	所沢市	教育長		教育総務課
11月7日	金	10:00～	埼玉県都市教育長協議会第3回定例協議会	日高市高萩公民館	教育長		教育総務課
11月7日	金	13:30～	市教育研究会研究発表会		教育長、教育委員	○	学校教育課
11月9日	日	8:15	入間市防災訓練	501会議室、各避難所等	市職員		危機管理課
11月15日	土	9:35～10:20	藤沢東小学校開校50周年記念式典	藤沢東小学校	教育長、教育委員、関係者	○	教育総務課
11月25日	火	9:30～	12月市議会定例会　開会	市庁舎　議場			議会事務局
11月26日	水	10:00～	教育委員会定例会(11月)	市庁舎　501会議室	教育長、教育委員、関係者	○	教育総務課
11月30日	日	10:00～13:00	入間市消防団特別点検	西武市民運動場	教育長、関係者		市民安全課
11月中		7:30～17:00	入間地区教育委員会連合会視察研修	未定	教育長、教育委員	○	教育総務課
11月中			第2回埼玉県市町村教育委員会教育長研究協議会	未定	教育長		教育総務課

12月

月　日	曜日	時　間	事　業　名	会　場	参加対象	教育委員出席依頼	担当課
12月14日	日	10:30～15:45	第30回いるま生涯学習フェスティバル	市民活動センター	教育長、一般		社会教育課
12月17日	水	9:30～	12月市議会定例会　閉会	市庁舎　議場			議会事務局
12月21日	日	8:30～13:30	入間市駅伝競走大会	入間市博物館他	教育長、一般		スポーツ推進課
12月21日	日		市民吹奏楽団定期演奏会	武蔵野音楽大学バッハザール	一般		社会教育課
12月25日	木	13:00～	総合教育会議	市庁舎　大会議室	教育長、教育委員、関係者	○	教育総務課
12月25日	木	15:00～	教育委員会定例会(12月)	市庁舎　大会議室	教育長、教育委員、関係者	○	教育総務課
12月中		10:00～17:00	市長杯争奪将棋大会	産業文化センター	一般		社会教育課
12月中		10:00～17:00	市美術協会小品展	産業文化センター	一般		社会教育課

資料3

令和７年度一般会計補正予算（第３号）の審議結果について

１　一般会計補正予算（第３号）は、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正です。

歳入歳出予算は、予算現計額５５５億５，０７７万３千円に、歳入歳出それぞれ２億４，８８３万円を追加し、歳入歳出予算の総額を５５７億９，９６０万３千円とするものです。

□ 歳入歳出予算について

【歳入のうち主なもの】　（新規または補正額 5,000 千円以上の主なもの）

No.	内　　容	補正予算額（千円）	増減の主な理由等
1	市債／中学校校舎建替事業債	△153,000	起債対象事業費（西武地区中学校既存校舎解体事業）の組換えに伴う減 【歳出No.1,2 に対応】

【歳出のうち主なもの】　（主に新規または補正額 5,000 千円以上のもの）

No.	内　　容	補正予算額（千円）	増減の主な理由等
1	西武地区中学校整備事業	△360,360	単年度事業として計上していた西武地区中学校既存校舎等解体事業を全額減額することに伴う工事請負費等の減 【歳入No.1 に対応】
2	西武地区中学校既存校舎等解体事業	+204,314	西武地区中学校既存校舎等解体事業を継続事業として計上し直すことに伴う工事請負費等の増 【歳入No.1 に対応】

□ 継続費について

（１）追加　（１件）

No.	事業名	総額(千円)	年度	年割額(千円)	設定理由
1	西武地区中学校既存校舎等解体事業	681,043	令和７年度	204,314	令和８年１月の着工予定となっており、解体工事に１５か月を要する見込みであることから継続費を設定するもの
			令和８年度	476,729	

□ 地方債について

（１）変更　（１件）

No.	起債の目的	限度額（千円）		変更理由
		変更前	変更後	
1	中学校校舎等建替事業	543,300	390,300	起債対象事業費（西武地区中学校既存校舎等解体事業）の現年事業から継続事業への組換えに伴う減

資料4

議案第８６号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて議決を求める。

1	財産の種類	新学校給食センター調理用消耗品一式
2	取得の方法	指名競争入札
3	取得金額	８８，０００，０００円
4	取得の相手方	埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目１７７番地１ 株式会社中西製作所　北関東支店 支店長　渡邉　俊弥

令和７年９月２６日提出

入間市長　　杉　島　理一郎

提　案　理　由

新たな学校給食センターでの給食の調理提供をするために必要な物品として、新学校給食センター調理用消耗品一式を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、この案を提出するものである。

資料5

令和７年９月３０日
教育総務課 学校統合調整室

宮寺・二本木地区小学校の統合に関する説明会の開催について

本市では、宮寺・二本木地区小学校の統合につきましては、令和１４年度に統合校を開校することを目標に取組を進めています。ここで、令和７年１１月に近隣住民の方向けの説明会を開催することとしましたのでご報告いたします。

１　日時・会場

【第１回】

日時：令和７年１１月７日（金）午後７時～午後８時３０分（予定）

会場：宮寺・二本木地区センター

【第２回】

日時：令和７年１１月８日（土）午前１０時～午前１１時３０分（予定）

会場：入間市博物館アリット

※　両日とも同一内容の説明を行います。

２　内容

学校統合の概要、今後の予定等についてご説明し、質疑応答を行います。

３　対象者

⑴　宮寺・二本木地区にお住まいの未就学児の保護者の方

⑵　宮寺小又は狭山小に通う児童の保護者の方

⑶　⑴、⑵のほか、宮寺・二本木地区にお住まいの方

４　周知方法

⑴　市公式ホームページ及び地区センターだよりに記事を掲載します。

⑵　宮寺・二本木地区の小・中学校校長及びＰＴＡ会長、学校地区検討会議の委員であった方々等の関係者、また３の対象者のうち小学校又は保育所若しくは幼稚園に通う児童の保護者の方には、別に案内をお送りします。

５　その他

この説明会後に学校統合委員会を設置し、課題についての協議を進めていきます。

秋の

令和７年度

入間市立公民館 文化祭一覧

東町公民館

第45回 東町文化祭

～あなたが主役の文化祭、笑顔でつなぐ地域の輪～

11/15（土）12:00～16:00
11/16（日）10:00～15:00

～ どうぞ お越しください ～

「静の部（館内展示）」
「動の部（ステージ発表）」
「出店の部（模擬店等）」

入間市東町 3-1-35 TEL 04-2963-7503
※お車でのご来場はご遠慮願います。

黒須公民館

黒須文化祭

【静の部】 10月31日（金） 9時～15時
11月 1日（土） 9時～15時
【茶の湯】 11月 1日（土） 10時～15時
【動の部】 11月3日(月・文化の日)
9時00分～15時00分

入間市黒須2-3-13
☎04-2962-7511

高倉分館

第48回 高倉文化祭

11月15日(土)
9時～15時30分

作品展示・芸能発表会
模擬店

会場 高倉分館
入間市高倉 4-6-20
☎04-2964-4626

東金子公民館

東金子文化まつり

静の部 11/1(土) 9:30～15:00
作品展示、発表、新久はやし保存会によるお囃子、模擬店等、

動の部 11/2(日)10:00～15:30
文化協会会員による歌唱、舞踊等の発表

※会場にはなるべく徒歩又は自転車でご来場ください。

東金子地区センター(公民館)
入間市小谷田 77-3
TEL:04-2962-7711

金子公民館

第62回 金子地区文化祭

11月1日（土） 10時 ～ 15時
11月2日（日） 10時 ～ 15時

作品の展示発表、物販、スタンプラリー、飲食店の出店など魅力たっぷりです。
どうぞお越しください！

所在地：入間市寺竹 535-1
電 話：2936-1171

宮寺公民館

宮寺地区文化祭

11月1日(土) 10時～16時
11月2日(日) 10時～15時

作品展示、茶道体験、踊り、模擬店
『福引き』＆ポップコーン無料

入間市宮寺 2405-1 電話：2934-4466

二本木分館

二本木狭山台地区 文化祭

11月2日(日)・3日(月・祝)
9時～16時(3日は15時まで)

【静の部】(2日・3日)
茶席・手あみ・生け花体験、
作品展示、模擬店
【動の部】(3日)
演技、演奏、踊り等の舞台発表
じゃんけんゲーム、抽選会など

入間市二本木256－1 二本木分館
電話:2934－4466(宮寺・二本木地区センター)

西武公民館

第62回西武地区文化祭

〈作品展示・茶席〉

11月1日（土） 9：30～16：00
11月2日（日） 9：00～15：00

入間市野田 496 ☎2932-0033

東藤沢公民館

第53回東藤沢文化祭

〔静の部〕絵画・書道・編物・陶芸作品等の展示
11月15日(土)9:30～16:00
〔動の部〕民謡・舞踊・カラオケ・フラダンス等の発表会
11月16日(日)9:30～16:00
「みんなで創りみんなで楽しむ文化祭」
入間市東藤沢 3-19-19 TEL 2962-6922

藤沢公民館

藤沢文化祭

11月1日(土) 9:30～16:00
11月2日(日) 9:30～15:00

♦作品展示会 ♦茶の湯
♦芸能発表 ♦出店

皆様のご来場をお待ちしています♪

所在地:下藤沢 5-17-1 TEL2962-6475
(狭山ヶ丘高校前)

藤の台分館

藤の台まつり

令和５年度より
藤の台まつりは中止。
参加希望団体は
藤沢文化祭に参加します。

どの公民館も
楽しさもりだくさん
みんな遊びにきてね！

詳しいことは、各公民館へ
お問い合わせください。

社会教育課

入間市管弦楽団
第37回定期演奏会
10月12日(日)開演 14：00
会場：武蔵野音楽大学入間キャンパス バッハザール

入間市音楽家協会
50周年記念コンサート
11月9日(日) 開演 14：00
会場：武蔵野音楽大学入間キャンパス バッハザール

武蔵野音楽大学入間キャンパス：入間市中神 728
社会教育課 TEL04-2964-1111（内 4122）

扇町屋公民館

扇町屋・久保稲荷文化祭

静の部(作品展示、体験コーナー、模擬店)
11月15日(土) 9時30分～16時
11月16日(日) 9時30分～15時
動の部(芸能発表)
11月16日(日) 9時30分～15時

入間市扇町屋1－9－34 ☎04－2962－4495

久保稲荷分館

扇町屋・久保稲荷文化祭

静の部(作品展示、体験コーナー、模擬店)
11月15日(土) 9時30分～16時
11月16日(日) 9時30分～15時
動の部(芸能発表)
11月15日(土) 9時30分～15時

入間市久保稲荷3－9－3 ☎04－2965－8448

公民館　夏休み子ども居場所づくり事業結果表（令和7年7月19日～8月24日）

公民館名	実施日数	主な実施時間帯	来館者人数（延べ）	1日平均来館者数	主な会場	事業の周知方法	主な来館者	来館者の主な活動内容	公民館としての課題、意見等
扇町屋公民館	22	□午前 ■午後 ■午前・午後	55	2.50	洋室A、洋室C	地区センターだより、ポスター	□小学校低学年 ■小学校高学年 ■中学生 □高校生	遊び 勉強	日ごろから空き室開放で来館している小学生（高学年）の利用がほとんどであったが、勉強目的で中学生の利用もあった。 日ごろ公民館を利用しない小学生や中学生にも当該事業を知ってもらえるよう、近隣の商業施設にもポスターを貼ってもらうなどの周知方法が良かったと思う
久保稲荷分館	5	□午前 ■午後 □午前・午後	4	0.80	洋室B	地区センターだより、ポスター	■小学校低学年 ■小学校高学年 □中学生 □高校生	遊び	全体的に利用は少なかった。 地区センター職員が少なく手薄の日には分館まで出向くことが難しいため、事業の実施が困難となる場合があった。
黒須公民館	6	□午前 □午後 ■午前・午後	43	7.17	中会議室、大会議室	地区センターだより	■小学校低学年 ■小学校高学年 □中学生 □高校生	自習 読書 デジタルアート体験	センターで確保していた部屋が当日満員になった場合は、他の部屋が空いていれば、可能な限り部屋の開放を行った。
高倉分館	6	□午前 □午後 ■午前・午後	17	2.83	洋室A、洋室B	地区センターだより	■小学校低学年 ■小学校高学年 ■中学生 ■高校生	自習 読書	普段放課後に来館者することがないので利用者が少なかった。
東町公民館	23	□午前 □午後 ■午前・午後	9	0.39	工作室	地区センターだより 館内ポスター掲示 東町小、藤沢北小へチラシ配布	■小学校低学年 ■小学校高学年 ■中学生 ■高校生	宿題	空いている部屋を確保し、小学校へチラシを配布するなど、子どもの居場所づくりのために努めたが、利用は少なかった。
東金子公民館	25	□午前 □午後 ■午前・午後	97	3.88	洋室C、大会議室	地区センターだより	■小学校低学年 ■小学校高学年 ■中学生 ■高校生	勉強 宿題 デジタルアート体験	２階の洋室Ｃを開放したため、ただしく利用できているか程度の見守りが限度である。
金子公民館	28	□午前 □午後 ■午前・午後	86	3.07	大会議室、工作室、洋室A、洋室B、洋室C	地区センターだより	■小学校低学年 ■小学校高学年 ■中学生 □高校生	学習 読書 ｅスポーツ デジタルアート体験	実施期間中に４回、夏休みの宿題への対応等、事業内容の充実を図るため、「チャレンジ広場金子」の協力を得て、学習支援を行った。また、学習後は「金子スポーツ協会」の協力を得てｅスポーツ体験会を実施した。
宮寺公民館	35	□午前 □午後 ■午前・午後	159	4.54	大会議室 洋室A	地区センターだより 館内及び近隣小学校へポスター掲示	■小学校低学年 ■小学校高学年 ■中学生 □高校生	自習 読書 卓球	卓球のラケットなどの備品を乱暴に使用するので、破損や消耗が激しい。
二本木分館	6	□午前 □午後 ■午前・午後	0	0.00	大会議室	地区センターだより 館内及び近隣小学校へポスター掲示	□小学校低学年 □小学校高学年 □中学生 □高校生	—	小学校近くに博物館があり、そちらに流れているようである。 小学校からだと道が狭く、自転車や徒歩での来館は難しいように思える。
藤沢公民館	13	□午前 □午後 ■午前・午後	46	3.54	洋室E、大会議室、和室、工作室	地区センターだより等	■小学校低学年 ■小学校高学年 ■中学生 ■高校生	自習 読書 デジタルアート体験	図書館藤沢分館の利用者が多い日に、利用する子どもがいた。
藤の台分館	7	□午前 □午後 ■午前・午後	0	0.00	大会議室	地区センターだより等	□小学校低学年 □小学校高学年 □中学生 □高校生	—	ロビーにエアコンがないため、施設が涼しく快適と認識されていない。
東藤沢公民館	12	■午前 □午後 □午前・午後	4	0.33	会議室C	地区センターだより	□小学校低学年 ■小学校高学年 □中学生 □高校生	自習 読書	普段放課後に利用する子どもが少ないこともあり、藤沢東小学校にＰＲ等行ったが、結果利用が少なかった。
西武公民館	7	■午前 □午後 □午前・午後	72	10.29	洋室A（図書室）、中会議室、大会議室	地区センターだより こどもチャレンジひろば西武からの声かけ	■小学校低学年 ■小学校高学年 ■中学生 □高校生	自習 読書 デジタルアート体験	猛暑の影響で空調を最大にしても部屋があまり涼しくならなかった。 隣の部屋でサークル活動（尺八）をしている状況で勉強していて集中できるのか申し訳なくなってしまった。
夏休み合計	195	—	592	3.04	—	—	—	—	—
春休み合計	92	—	170	1.85	—	—	—	—	—
年度合計	287	—	762	2.66	—	—	—	—	—

資料7

資料8

アリットフェスタ企画展「戦争と入間の人々」実施報告書

[会　期]令和7年(2025)8月1日(金)～8月17日(日)　開館日数15日間
[会　場]入間市博物館　特別展示室
[観覧料]無料

1. 実施概要

アジア・太平洋戦争終結から80年、入間市が平和都市宣言を行ってから30年となる節目に合わせ、これまで市民の協力をいただきながら継続してきた調査研究・資料収集の成果を活用し、主にアジア・太平洋戦争とその後の入間地域の状況を振り返る展示を実施しました。展示では、市民から寄贈された史資料を中心に、地域に密着した博物館ならではの視点で、この地域に生きてきた「入間の人たち」と戦争とのかかわりをできるだけ具体的に掘り下げ、人々の「日常のなかの戦争」がどのようなものであったのかを紹介しました。

また、狭山飛行場、陸軍航空士官学校、豊岡飛行場、陸軍病院などの軍事施設が点在し、「軍都」でもあった戦前～戦中の市域の姿、敗戦後のジョンソン基地時代、航空自衛隊入間基地設置とその拡張など、「戦後」の80年、「戦争と入間」の歴史と現在を改めて振り返りました。

戦後80年を経て、当時の体験者が少なくなる中、「戦争」の実態を伝えていくために積み重ねてきた入間市博物館の活動の成果を市民のみなさんと共有し、博物館の果たすべき役割についても広く認知していただく機会としました。

なお、今年は戦後 80 年の節目の年として、例年博物館を会場として人権推進課主催で実施している「入間市平和祈念資料展」も会期を延長し、15 日間の同時開催として行いました。

観覧者数については、会期が 15 日間と短かったものの、2,592人となり、目標としていた1,000人を大幅に上回りました(1 日あたり 172 人)。毎年人権推進課主催で開催している「入間市平和祈念資料展」と同時開催としたことにより、広報面でも相乗効果を上げることができ、来場者からも幅広い展示内容を同時に観覧できたことで好評を得ることができました(※昨年度の平和祈念資料展観覧者数:368 人／8日間開催)。

来場者アンケートでは、入間市の戦時中の状況について初めて知る機会となった、といった感想や展示資料の質や量に対する高評価が目立ち、今後も続けて欲しいというご意見も多数いただきました。

刊行物として、小冊子『戦争と入間の人々』を発行しました。展示終了後も「戦争と入間」に関する基本的な資料集として活用できるよう、資料写真のほか、史料の読み下し文、図版、グラフ、地図などに比重を置き編集しました。担当学芸員の編集による完全データ入稿により制作費用を抑え、小中学生を始め、幅広い市民に活用していただきやすい販売価格としました。会期中、多くの来場者に購入していただくことができました(203 冊)。

広報活動は、マスコミ向けには6月議会定例記者会見において発表を行い、「戦後80年」という節目にあたることから新聞社からかなり早い段階から取材の申し込みがあり、展示の内容を深く掘り下げた記事の掲載に至り、来場者の増加につながりました。また、博物館ホームページやSNS、ネットニュースなどでのPRも効果を上げていたことがアンケートなどからうかがえました。

関連事業として、入間で戦争を経験された方のお話を伺う講演会を計画したものの、予定していた方の体調不良により実施を見送り、代替事業として、入間市博物館ボランティア会員で戦争を体験された方による展示室内でのギャラリートークを随時実施しました(8 月17日実施)。

2. 実施結果

[展示事業]

(1)観覧者数　2,592人

[関連事業]

(1)博物館ボランティア会　小暮氏のギャラリートーク

日時:令和7年8月17日(日)午前10時00分～午後4時00分

内容:小学5年生の時に群馬県で終戦を迎えた小暮さんによるギャラリートーク。空襲や、米軍が進駐してきた様子などの体験談を来館者に伝えた。

[刊行物]

(1)企画展図録

仕　様:A4判オールカラー　16ページ(博物館職員の編集・デザイン・レイアウトによる完全原稿入稿)

発行部数:1,000冊

無償頒布:資料提供者・調査協力者、市内の博物館・図書館・学校・公民館等、近隣市および埼玉県内・東京都内の博物館・図書館等、国立の博物館・図書館等、全国の図書交換館(互いに刊行物を交換し合う博物館・資料館)等へ配布。

有償頒布:博物館資料閲覧室および市本庁舎市政情報コーナーにて販売。【頒布価格250円】

期間中の頒布数:

頒布区分	冊数	収入
無償頒布	２４８冊	０円
有償頒布	１８１冊	４５，２５０円
合計	２４８冊	４５，２５０円

[広報活動]

(1)広報印刷物(市側予算)

A3判カラーポスター(印刷業者に発注)350枚

(2)広報印刷物(指定管理者予算)

B3判カラーポスター　600枚、A4両面カラーチラシ　9,000枚

※(1)(2)配布先:自治会掲示板、市内及び近隣市各施設、埼玉県内・東京都内の博物館・資料館等

(3)『広報いるま』

掲載号:7月号　Topics掲載1/4ページ

(4)博物館広報紙『ニュース・アリット』

掲載号:121号(7月1日発行)、発行部数:15,000部

配布先:ポスター・チラシと同様に配布。

(5)博物館公式ホームページ・SNSおよび入間市公式Facebook

随時更新

(6)PRタイムスによるプレスリリース(8/8)

(7)その他(報道関係等掲載実績)

入間市ケーブルテレビ「ニュースいるま」(8/3)、朝日新聞・web版(8/6)、読売新聞(8/8)、号外ネット(8/8)、

※現在、指定管理者により展示記録動画制作中(9月中にYoutubeにて公開予定)

議案第２０号

令和８年度当初入間市立小・中学校教職員人事異動方針及び細部事項について

原案　別記のとおり

令和７年９月３０日提出

入間市教育委員会
教育長　中　田　一　平

提　案　理　由

令和８年度当初入間市立小・中学校教職員人事異動方針及び細部事項について、別紙のとおり定めたいので、この案を提出するものである。

令和８年度当初入間市立小・中学校教職員人事異動方針

入間市教育委員会

1　基本方針

「入間市教育行政の基本理念及び基本方針」を踏まえ、学校教育に対する市民の期待に応えるため、以下に基づき、人事異動を推進する。

（１）　教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。

（２）　教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。

（３）　教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。

（４）　入間市教育水準の向上を図るため、長期的展望に立って、計画的に異動を実施する。

（５）　新規採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。

（６）　役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、適切な配置に努める。

（７）　障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

2　転任・転補

（１）　魅力ある学校づくりを推進するため教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。

（２）　人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。

（３）　教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。

（４）　学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。

（５）　校長、教頭及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

3　人事交流

教職員の視野を広げ、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との人事交流を積極的に行う。

令和８年度当初入間市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項

令和８年度当初入間市立小・中学校教職員人事異動は、「令和８年度当初教職員人事異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

１　基本方針関係

（１）　新規採用教職員

新規採用教職員の配置については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して、全市的視野に立って行う。

（２）　再任用職員

再任用職員については、従前の勤務実績に基づく選考により再任用する。

なお、再任用に当たっては、当分の間、退職時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難い場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

（３）　役職定年後の教職員

役職定年後の教職員は、当分の間、役職定年時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難い場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

２　転任・転補関係

（１）　転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。

（２）　教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。

（３）　次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。

ア　同一校在職３年未満の者

イ　産休・育休等を取得中及び妊娠中の者

ウ　休職中の者

（４）　経験豊かな教職員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。

特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。

（５）　事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。

特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。

（６）　学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。

（７）　新規採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後６年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。

（８）　学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職１０年以内に異動を行う。

特に、７年以上の者については、積極的に異動を行う。

（９）　過員を調整するための異動については、優先して行う。

特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。

また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。

（10）　管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。

また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。

（11）　地域差・学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。

（12）　魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。

（13）　小中学校９年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。

（14）　埼玉県男女共同参画基本計画並びに第５次いるま男女共同参画プランの理念に則り、女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。

（15）　障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。

（16）　教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

（17）　子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

３　人事交流関係

国立大学法人埼玉大学附属学校及びさいたま市立学校との人事交流については、県教育委員会と入間市教育委員会が協議の上行う。

４　その他

（１）　長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について

ア　校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。

イ　入間市教育委員会は、上記アの計画の具体化を進めるため、各校の人事の実態や課題に基づき、校長の協力のもと、広域的な異動を推進する。

（２）　退職

ア　退職については、職員の定年等に関する条例の定めるところによるものとする。

イ　勧奨退職については、学校職員勧奨退職取扱要綱に定めるところによるものとする。

令和７年度、退職の勧奨は原則行わない。ただし、勧奨退職制度が廃止されるものではないことから、退職を願い出た者の中で、当該制度の趣旨に副う状況にあると考えられる者については、所定の対応を行う。

なお、学校職員勧奨退職取扱要綱第２の「教育長が定める期日」は、令和７年１２月８日とする。

（３）　降任

ア　管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。

イ　主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による

降任制度実施要綱」に準じて行う。

令和８年度当初教職員人事異動方針

１　基本方針

「第４期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する県民の期待に応えるため、以下に基づき、人事異動を推進する。

(1)　本県教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢（てき）し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
(2)　本県教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
(3)　教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
(4)　本県教育水準の向上を図るため、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。特に、市町村立小・中学校等（さいたま市立学校を除く。）の教職員の人事異動については、市町村教育委員会の内申を尊重して行う。
(5)　新規採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
(6)　役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。
(7)　女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、管理職への積極的な登用に努める。
(8)　障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

２　転任・転補

(1)　魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
(2)　人事異動に当たっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
(3)　教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。

(4)　学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。

(5)　校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

3　登用

校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭は、有資格者の中から、全県的視野の下に真にその職に適する者を登用する。

また、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

4　人事交流

教職員の視野を広げ、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事交流を積極的に行う。

令和８年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項

令和８年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動は、「令和８年度当初教職員人事異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

１　基本方針関係

(1) 新規採用教職員

新規採用教職員の配置については、採用候補者名簿に登載された者の中から、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して、全県的視野に立って行う。

(2) 再任用職員

再任用職員については、従前の勤務実績等に基づく選考により再任用する。

なお、再任用に当たっては、当分の間、退職時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難い場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

(3) 役職定年後の教職員

役職定年後の教職員は、当分の間、役職定年時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難い場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

２　転任・転補関係

(1) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。

(2) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。

(3) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。

ア　同一校在職３年未満の者

イ　産休・育休等を取得中及び妊娠中の者

ウ　休職中の者

(4) 経験豊かな教職員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。

特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。

(5) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。

特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。

(6) 学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。

(7) 児童生徒数が少ない地域の学校における教職員組織の充実を図るため、それ以外の地域の学校との交流に努める。

(8) 近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。

(9) 新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。

(10) 新規採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後６年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。

(11) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職１０年以内に異動を行う。

特に、７年以上の者については、積極的に異動を行う。

(12) 過員を調整するための異動については、優先して行う。
特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。
また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。
(13) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。
また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
(14) 地域差・学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。
(15) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。
(16) 小中学校９年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。
(17) 女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。
(18) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。
(19) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。
(20) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

3 登用関係
(1) 主幹教諭への登用は、教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
その際、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
(2) 管理職への登用は、校長・教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
その際、広域的視野から、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
なお、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

4 人事交流関係
国立大学法人埼玉大学附属学校及びさいたま市立学校との人事交流については、埼玉県教育委員会と関係機関が協議の上行う。

5 その他
(1) 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について
ア 市町村教育委員会及び校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。
イ 教育事務所長は、上記アの計画の具体化を進めるため、管内市町村教育委員会の人事の実態や課題に基づき、市町村教育委員会の協力のもと、広域的な異動を推進する。
(2) 退職
ア 定年退職については、職員の定年等に関する条例に定めるところによるものとする。
イ 勧奨退職については、学校職員勧奨退職取扱要綱に定めるところによるものとする。
令和７年度、退職の勧奨は原則行わない。ただし、勧奨退職制度を廃止するものではないことから、退職を願い出た者の中で、当該制度の趣旨に沿う場合には柔軟に対応する。
なお、学校職員勧奨退職取扱要綱第２の「教育長が定める期日」は、令和７年１２月８日とする。

(3) 降任

ア 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。

イ 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。

協議事項（１）

入間市が実施する奨学金制度について
（奨学金の新規貸付を終了し、遺児奨学金を廃止することについて）

1　入間市が実施する奨学金制度の現状

(1)　奨学金

・　平成２７年度の新規奨学生より、所得要件及び成績要件を厳格化している。
このことにより、平成２７年度の新規奨学生の人数が大幅に減少した。

平成 26 年度の新規奨学生 35 名 ⇒ 平成 27 年度の新規奨学生 3 名

成績要件：高校…平均 2.0 以上　　成績要件：高校…平均 3.0 以上
大学…平均 3.0 以上　　大学…平均 3.5 以上

所得要件：生保基準×2.5 以内　　所得要件：生保基準×1.3 以内

平成２７年度以降についても徐々に減少傾向にある。

		H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
新規	高校	0 名	0 名	0 名	1 名	1 名	1 名	0 名	1 名	0 名	0 名
	大学	3 名	2 名	2 名	0 名	1 名	2 名	1 名	2 名	0 名	1 名
	計	3 名	2 名	2 名	1 名	2 名	3 名	1 名	3 名	0 名	1 名
継続		39 名	16 名	4 名	5 名	4 名	5 名	6 名	1 名	4 名	4 名
合計		42 名	18 名	6 名	6 名	6 名	8 名	7 名	4 名	4 名	5 名

・　基金残高は 108,363,744 円（R7.4.1 時点）

(2)　遺児奨学金

・　令和２年度支給開始の奨学生以降、過去５年間新規の申請なし。
令和２年度からの支給対象であった奨学生が高校を卒業した令和５年３月分（令和４年度）を最後に遺児奨学金の支給実績なし。

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
新規	4 名	4 名	1 名	2 名	2 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名
継続	4 名	5 名	8 名	5 名	3 名	3 名	2 名	0 名	0 名	0 名
合計	8 名	9 名	9 名	7 名	5 名	3 名	2 名	0 名	0 名	0 名

※ 平成 30 年度途中に退学による廃止が 1 件、令和 2 年度末に退学による廃止が 1 件あった。

・　基金残高は 315,264 円（R7.4.1 時点）

2　教育資金の援助・貸付制度の拡充

(1)　就学支援制度

①　高等学校等

㋐　概要（県資料より）

入学金	100,000円（1年生のみ）					
施設費等納付金	全額	200,000円				
授業料	全額	14,000円	14,000円	291,200円	291,200円	
	396,000円	396,000円	396,000円	118,800円	118,800円	118,800円	118,800円
合計 1年		710,000円	510,000円		410,000円	118,800円
合計 2・3年		610,000円	410,000円			
補助区分	生活保護等	基準A	基準B	基準C	基準D	国の支援のみ対象
（目安年収）		約500万円	約590万円	約609万円	約720万円	約910万円

：県の制度
：国の制度

㋑　世帯の目安年収（県公式ＨＰより）

		基準Ａ	基準Ｂ	基準Ｃ	基準Ｄ	就学支援金のみ	高校生等臨時支援金のみ
両親の一人が就労	子１人（高校生）	～約500万円	～約590万円	～約609万円	～約720万円	～約910万円	所得制限なし
	子２人（高校生・中学生）	～約500万円	～約590万円	～約609万円	～約720万円	～約910万円	
	子２人（高校生が２人）	～約550万円	～約640万円	～約660万円	～約760万円	～約950万円	
	子２人（大学生・高校生）	～約570万円	～約650万円	～約670万円	～約780万円	～約960万円	
両親が二人とも就労	子１人（高校生）	～約550万円	～約660万円	～約690万円	～約810万円	～約 1,030 万円	所得制限なし
	子２人（高校生・中学生）	～約550万円	～約660万円	～約690万円	～約810万円	～約 1,030 万円	
	子２人（高校生が２人）	～約610万円	～約720万円	～約740万円	～約860万円	～約 1,070 万円	
	子２人（大学生・高校生）	～約640万円	～約740万円	～約770万円	～約890万円	～約 1,090 万円	

※ □ 上記㋐概要における目安年収のモデル世帯

モデルケースの世帯構成の場合、入間市で奨学金を受けることができる所得要件は区分Ｂに該当

②　大学等

㋐　概要（文部科学省ＨＰより）

・　大学・短期大学・高等専門学校（４年・５年）・専門学校のうち、一定の要件を満たした学校が対象

・　授業料及び入学金の免除または減額

〈昼間制〉	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約 28 万円	約 54 万円	約 26 万円	約 70 万円
短期大学	約 17 万円	約 39 万円	約 25 万円	約 62 万円
高等専門学校	約 8 万円	約 23 万円	約 13 万円	約 70 万円
専門学校	約 7 万円	約 17 万円	約 16 万円	約 59 万円

㋑　世帯の目安年収（文部科学省ＨＰより）

	年収の目安（両親・本人(18 歳)・中学生）	年収の目安（両親・本人(19～22 歳)・高校生）	支援額
住民税非課税世帯の学生	～約270万円	～約300万円	満額
住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生	～約300万円	～約400万円	満額の 2/3
	～約380万円	～約460万円	満額の 1/3

㋒　制度の拡充

・　理工農系の大学等（令和６年度）

⇒　理工農系の学科に通う学生が対象

所得要件が非課税世帯、非課税世帯に準ずる世帯から中間所得層まで拡大

・　多子世帯に対する授業料・入学金の無償化（令和７年度）

⇒　扶養する子が３人以上の世帯が対象

令和７年度より収入要件が無くなり、減免が 1/4 から満額に拡大

(2)　入間市以外の奨学金制度等

①　高等学校等

㋐　埼玉県

・　所 得 要 件：めやす［４人世帯］　（入間市：生活保護基準の概ね1.3倍）

夫婦片働き・高校生・中学生　　同じ家族構成で

世帯年収約 830 万円以下　　世帯年収約 460 万円以下

・ 成績要件：なし　（入間市：5段階評定で平均3.0以上）
・ 連帯保証人：不要　（　〃　：2名必要）
・ 奨学資金：国公立①　月額15,000円　（　〃　：月額10,000円以内）
②　月額20,000円　入間市は国公立でも私立でも同額
③　月額25,000円
私　立①　月額20,000円
②　月額30,000円
③　月額40,000円
・ 入学一時金：国公立①　50,000円　（入間市：100,000円以内）
②　100,000円　入間市は国公立でも私立でも同額
私　立①　100,000円
②　250,000円
・ 返還の開始：高等学校等卒業後4年6ヶ月後（入間市：学校卒業後の4月）
・ 返還の期間：最長12年間　※契約時に設定　（　〃　：7年以内）

㋑ 社会福祉協議会
・ 申請の要件：埼玉県高等学校等奨学金を優先して申請すること
他制度を利用するが納付期限に間に合わない、他制度の入金までのつなぎ、他制度だけでは資金が不足する等の場合は併用が可能
・ 連帯保証人：世帯の生計中心者
・ 教育支援費：月額35,000円　※修学中に必要とする授業料等の各種経費や、通学定期代 等
・ 就学支度費：500,000円　※【入学時のみ】入学時にかかる 入学金・制服代や、 学校指定のパソコン、教材費 等
・ 返還の開始：学校等卒業の6ヶ月後
・ 返還の期間：20年間

② 大学等
㋐－1 日本学生支援機構 給付型奨学金
・ 該当者：大学等の就学支援制度（授業料及び入学金の免除または減額）に該当する方（就学援助とあわせて申請）

	世帯収入区分	国公立		私立	
		自宅生	自宅外	自宅生	自宅外
大学 短期大学 専門学校	生活保護世帯	月額33,300円	月額66,700円	月額42,500円	月額75,800円
	非課税世帯	月額29,200円		月額38,300円	
高等専門学校	生活保護世帯	月額25,800円	月額34,200円	月額35,000円	月額43,300円
	非課税世帯	月額17,500円		月額26,700円	

※ 住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生は、住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3の支援額

㋐－2 日本学生支援機構 第一種奨学金
・ 所得要件：生計維持者の貸与額算定基準額が189,400円以下であること
収入・所得の上限額の目安（給与収入の場合）

	世帯給与収入金額
本人、親A(○)	7,610,000円/年
本人、親A(○)、親B(無収入)	7,160,000円/年
本人、親A(○)、親B(○※1)、中学生	8,030,000円/年
本人、親A(○)、親B(○※1)、中学生、小学生	9,050,000円/年

※ 入間市の所得要件は日本学生支援機構第一種奨学金の所得要件より厳しい

・ 成績要件：5段階評価で3.5以上　（入間市：5段階評定で平均3.5以上）
・ 連帯保証人：不要　（　〃　：2名必要）
・ 奨学資金：国公立①　月額20,000円　（　〃　：月額20,000円以内）
(自宅)②　月額30,000円　入間市は国公立でも私立でも同額
③　月額45,000円
国公立①　月額20,000円
(自宅外)②　月額30,000円
③　月額40,000円
④　月額51,000円
私　立①　月額20,000円
(自宅)②　月額30,000円
③　月額40,000円
④　月額54,000円
私　立①　月額20,000円
(自宅外)②　月額30,000円
③　月額40,000円
④　月額50,000円
④　月額64,000円
・ 入学時特別増額：入学月の奨学金に次の中から選択した額を増額（1回の貸与）
100,000円、200,000円、300,000円、400,000円または500,000円
（入間市：200,000円以内）
・ 返還の開始：貸与終了の約(月)から数えて7ヶ月目（入間市：学校卒業後の4月）
・ 返還の期間：最長20年間　（　〃　：7年以内）

㋑ 社会福祉協議会
・ 申請の要件：日本学生支援機構の給付型奨学金または第一種奨学金を優先して申請すること
他制度を利用するが納付期限に間に合わない、他制度の入金までのつなぎ、他制度だけでは資金が不足する等の場合は併用が可能
・ 連帯保証人：世帯の生計中心者
・ 教育支援費：短大　月額60,000円 ／ 大学　月額65,000円
・ 就学支度費：500,000円円　※【入学時のみ】
・ 返還の開始：学校等卒業の6ヶ月後
・ 返還の期間：20年間

(3) 遺児に対する支援
① 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度
㋐ 修学資金貸付
・ 高等学校等：国公立　自宅通学　月額 27,000円
自宅外通学　月額 34,500円
私　立　自宅通学　月額 45,000円
自宅外通学　月額 52,500円
・ 大　　学：国公立　自宅通学　月額 71,000円
自宅外通学　月額 108,500円
私　立　自宅通学　月額 108,500円
自宅外通学　月額 146,000円

㋑　就学支度貸付金

・　高等学校等：国公立　自宅通学　150,000円
　　自宅外通学　160,000円
　　私　立　自宅通学　410,000円
　　自宅外通学　420,000円

・　大　　学：国公立　自宅通学　420,000円
　　自宅外通学　430,000円
　　私　立　自宅通学　580,000円
　　自宅外通学　590,000円

②　昨年度募集のあった奨学金の例

・　ＦＴＣＪ入学・進学応援金2025
・　コープみらい
・　夢を応援基金　ひとり親家庭支援奨学金制度
・　公益財団法人みずほ農場教育財団
・　公益財団法人キーエンス財団
・　公益財団法人ジャイアン２０２０
・　キッズドア基金　ゴールドマン・サックス　大学受験給付型奨学金
・　公益財団法人似鳥国際奨学財団　　ほか

3　入間市が実施する奨学金制度の取り扱い

(1)　奨学金

・　新規貸付けを終了する。
・　既に貸付の決定を受けている奨学生への貸付は、現在の貸付期間が終了するまでの間は貸付を継続する。

(2)　遺児奨学金

・　遺児奨学金を廃止する。
・　遺児奨学基金の残高が運用中である場合は、運用期間が終了した後に残高を一般会計に繰り入れ、条例を廃止する。

4　例規の一部改正・廃止

(1)　奨学金に係る例規

①　入間市奨学基金条例【一部改正】

・　入間市奨学基金条例を廃止すると基金自体も廃止することとなり、既に貸付の決定を受けている奨学生への貸付の継続や返還金の収納ができなくなるため、直ちに廃止することはできない。
・　貸付の申請及び貸付の決定を規定する条文（第５条及び第６条）を削除する。あるいは、施行日以降に新規貸付けは行わないことを規定する。
・　返還金の収納業務が終了した後に廃止する。

②　入間市奨学生選考委員会条例【廃止】

・　入間市奨学生選考委員会条例は、奨学生の選考及び奨学資金の運用に関する事項について審議する委員会であり、新規貸付を終了するため廃止する。
・　ただし、入間市奨学資金貸付規則第８条において「奨学金の貸付けを停止し、又は奨学資金の貸付けを廃止するときは、奨学生選考委員会の意見を聴かなければならない。」とあるため、廃止するためには同規則同条の条文を改める必要がある。

③　入間市奨学資金貸付規則【一部改正】

・　貸付の申請及び貸付の決定を規定する条文（第２条及び第３条）を削除する。
あるいは、施行日以降に新規貸付けは行わないことを規定する。

・　貸付けの停止及び廃止を規定する条文（第８条）について、「奨学金の貸付けを停止し、又は奨学資金の貸付けを廃止するときは、奨学生選考委員会の意見を聴かなければならない。」の箇所を「教育委員会で協議の上で決定しなければならない」等に変更する。

・　申請書等の様式を削除する。

(2)　遺児奨学金に係る例規

①　入間市遺児奨学基金条例【廃止】

・　給付のため返還金の受け入れが無く、現在、遺児奨学基金の給付を受けている奨学生はいないため、給付の終了ではなく廃止とする。
基金が運用中である場合は、運用期間が終了する日を施行日とする。

②　入間市遺児奨学金支給規則【廃止】

・　公布の日あるいは入間市遺児奨学基金条例の廃止の日に合わせて廃止する。

(3)　その他の関連規則について

①　入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例【一部改正】

・　別表第1(第2条関係)および別表第3(第5条関係)に「奨学生選考委員」の記載があるため、表からの削除が必要。(人事課が所管する規則)

②　市長の権限に属する事務の一部を入間市教育委員会に委任する規則【一部改正】

・　入間市教育委員会に委任する事務として「遺児奨学金の支給決定に関すること。」及び「奨学資金の貸付けに関すること。」が掲げられている。
奨学資金の貸付については返還金の収納事務が残ることから削除する必要はないが、遺児奨学金は廃止とするため条文の削除が必要。(企画課が所管する規則)

③　入間市会計規則

・　別表（第３条－第５条関係）中、「入間市奨学基金条例に規定する返還金の収納事務」の記載があるが、返還金の収納事務は当分の間継続するため、直ちに削除する必要はない。(会計課が所管する規則)

④　入間市教育委員会事務局組織に関する規則

・　第１１条で規定する学校教育課の事務分掌中、「(2)　奨学資金に関すること」の記載があるが、既に奨学金の貸与が決定している者への貸付け及び返還金の収納事務は当分の間継続するため直ちに削除する必要はない。
また、奨学金に係る情報の収集及び発信に係る業務については継続する必要が見込まれるため、削除の必要はない。(教育総務課が所管する規則)

5　今後のスケジュール

教育委員会　協議	令和 ７ 年 ９ 月３０日
庁議　協議	令和 ７ 年１０月１４日
例規審査委員会　審査	令和 ７ 年１０月１６日 ～ 令和 ７ 年１０月１７日
教育委員会　議案	令和 ７ 年１０月２３日
市議会　条例改廃議案上程	令和 ７ 年１２月定例会
教育委員会　報告	令和 ７ 年１２月２５日

資料１

入間市奨学基金条例新旧対照表

改正案	現　行
第１条～第５条　略 （貸付けの申請） 第６条　削除 （貸付けの決定） 第７条　削除 第８条　以下略	第１条～第５条　略 （貸付けの申請） 第６条　奨学資金の貸付けを受けようとする者は、市長に申請しなければならない。 （貸付けの決定） 第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査し、その可否を決定し、申請者に通知しなければならない。 第８条　以下略

入間市遺児奨学基金条例

廃止

入間市奨学生選考委員会条例

廃止

入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正案

別表第１（第２条関係）

報酬

職名		区別	金額	備考
削除				

別表第２（第５条関係）

略

別表第３（第５条関係）

費用弁償

職名	費用弁償額　１日（１回）	備考
削除		

現　行

別表第１（第２条関係）

報酬

職名		区別	金額	備考
奨学生選考委員会	委員長	日額	7,500	
	委員		7,000	

別表第２（第５条関係）

略

別表第３（第５条関係）

費用弁償

職名	費用弁償額　１日（１回）	備考
奨学生選考委員会委員	1,000	

資料２

入間市奨学資金貸付規則新旧対照表

改正案	現　行
第１条～第２条　略	第１条～第２条　略
（貸付けの申請）	（貸付けの申請）
第３条　削除	第３条　条例第６条の規定による申請は、入間市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める時期に、奨学資金貸付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出してしなければならない。 (1)　申請者世帯調書（様式第２号） (2)　奨学生推薦書（様式第３号） (3)　入学許可書又は在学証明書 (4)　在学学校又は最終卒業学校の成績証明書 (5)　生計を一にする者のうち収入のあるものの所得が確認できる書類 (6)　家賃が確認できる書類（賃貸住宅に居住する場合に限る。） (7)　連帯保証人の印鑑登録証明書 (8)　連帯保証人の住民票の写し（住所が入間市以外の場合に限る。） (9)　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
（貸付けの決定）	（貸付けの決定）
第４条　削除	第４条　教育委員会は、条例第７条の規定により貸付けの可否を決定するときは、入間市奨学生選考委員会条例（昭和55年条例第28号）の規定により設置された入間市奨学生選考委員会（第８条第１項において「奨学生選考委員会」という。）の意見を聴かなければならない。
２　削除	２　条例第７条の規定による通知は、奨学資金貸付決定・却下通知書（様式第４号）により行う。
第５条～第７条　略	第５条～第７条　略
（貸付けの停止及び廃止）	（貸付けの停止及び廃止）

第８条　教育委員会は、条例第10条第２項第４号から第７号までのいずれかに該当することにより奨学金の貸付けを停止し、又は奨学資金の貸付けを廃止するときは、教育委員会定例会で協議の上で決定しなければならない。 ２　略 第９条　以下略	第８条　教育委員会は、条例第10条第２項第４号から第７号までのいずれかに該当することにより奨学金の貸付けを停止し、又は奨学資金の貸付けを廃止するときは、奨学生選考委員会の意見を聴かなければならない。 ２　略 第９条　以下略

○ 削除する様式

- 様式第１号（第３条関係）　　奨学資金貸付申請書
- 様式第２号（第３条関係）　　申請者世帯調書
- 様式第３号（第３条関係）　　奨学生推薦書
- 様式第４号（第４条関係）　　奨学資金貸付 決定 却下 通知書

入間市遺児奨学金支給規則

廃止